

2024年8月1日

## 託児所の利用について

国際法学会事務局

2024年9月2日から4日に福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場（福岡市）で開催される2024年度研究大会では、乳幼児を抱える会員の学会参加を容易にすることを目的に、国際法学会として託児所利用費用の一部を補助することとします。

福岡市の託児所に関する情報は、利用者において収集いただき、託児所に直接コンタクトをとった上で、ご自身の責任においてご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、あくまでご参考ですが、福岡コンベンションセンターから、会場最寄りの託児所として「ちびっこランド博多呉服町園 (<https://chibikkoland-hakata.jp/>)」をご案内いただきました。

補助額の上限は1万円となります。複数の乳幼児を預ける場合は、それぞれにつき1万円を上限として補助します。その場合には、領収書に内訳を記載するよう、託児施設にご依頼ください。

### 【補助申請方法】

9月30日（月）までに、北澤安紀会計部長宛（※）に、領収書の原本を送付すると共に、振込先情報（①銀行名・支店名、②口座番号、③普通／当座の別、④口座名義人氏名（カタカナ））とメールアドレスを連絡してください。後日、上記上限の範囲内で実費が振り込まれます。

（※）〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学法学部

北澤 安紀

以上